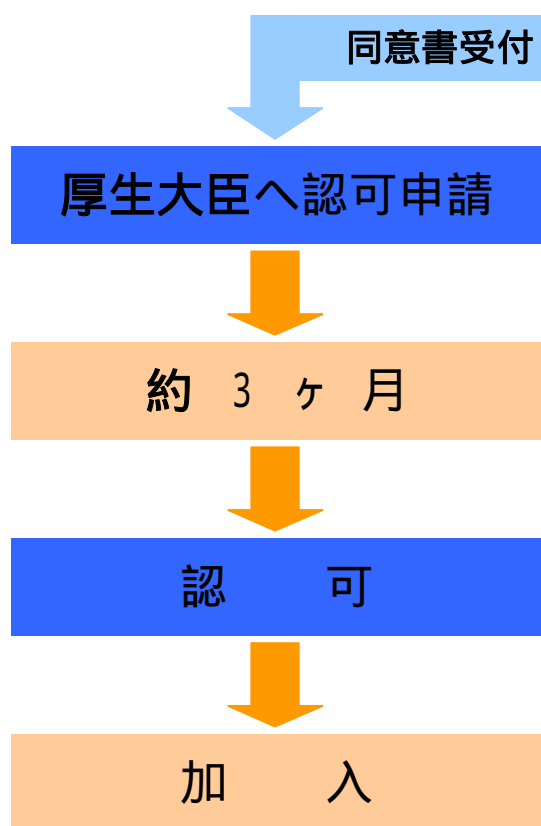


# ご加入の手続きは簡単です。



当基金への加入手続きは、次の書類を提出していただくだけで済みます。

1. 事業主.....事業主の同意書 1部
2. 従業員.....基金加入の同意書 1部
3. 労働組合のある場合.....基金加入の同意書 1部
4. 事業主関係届
5. 資格取得届

## 基金加入が認可された事業所は...

従業員・事業主とも国の厚生年金保険の被保険者は、すべて当基金の加入員となります。社会保険関係の諸届は、社会保険事務所用と基金用が同時複写できますので、事務負担は従来とほとんど変わりません。

ご不明な点などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

## 基金についてのお問い合わせお申し込みは

## 岩手県建設業厚生年金基金

〒020-0873 盛岡市松尾町17-9 . 019(653)4484

(社団法人岩手県建設業協会内)